

令和7年度（2025年度）熊本県立農業大学校ドローン研修
業務委託に係る企画コンペ実施要領

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）熊本県立農業大学校ドローン研修実施業務

2 研修の目的

最新のドローン技術を活用した農業や関係法令を理解し、飛行操作技術や安全操作技術等を習得することで、優れた農業人材の育成を図る。

3 委託業務の内容

別添「令和7年度（2025年度）熊本県立農業大学校ドローン研修業務委託基本仕様書」のとおり。

※企画コンペの結果に基づき、必要な変更を加えて契約時の仕様書とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）1月30日（金）まで

5 委託費

1,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を委託費上限とする。

なお、提示額は提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示額とは必ずしも一致しない。

6 実施スケジュール（予定）

(1) 公告（県HP）	令和7年（2025年）7月22日（火）
(2) 参加申込書提出期限	8月5日（火）17時
(3) 企画提案書提出期限	8月15日（金）17時
(4) 審査会	8月25日（月）
(5) 結果通知	8月27日（水）
(6) 委託契約内容協議・委託契約締結	9月上旬（速やかに実施）
(7) 委託契約終了	令和8年（2026年）1月30日（金）

7 企画コンペの対象者となる事業者

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けている者。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けている者。
 - ウ 国または地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。

- (3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

8 企画コンペ参加申込み及び質問書の提出について

本企画コンペに参加を希望する者は、次により参加申込書及び質問書を提出すること。

(1) 企画コンペ参加申込書：(第1号様式)を提出。添付書類も忘れずに提出すること。

① 提出方法：持参又は郵送（配達証明に限る。）

② 提出先：〒861-1113 熊本県合志市栄 3805

熊本県立農業大学校 研修部 担当：石野

※電話で到達確認をすること。(TEL:096-248-6600)

③ 提出期限：令和7年（2025年）8月5日（火）17：00必着（郵送の場合も同様）

④ 添付書類

ア 組織体制に関する書類

イ 貸借対照表及び損益計算書（直近1事業年度分）

ウ 定款の写し

エ 事務所の履歴事項全部証明書（発行後3月以内、写し可）

オ 納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明）

※令和7年（2025年）3月31日までの熊本県の競争入札参加資格を有する応募者については、上記添付書類の提出は不要とするが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

カ 事業者の取組に関する申出書

(2) 質問書：(第2号様式)を提出

※口頭による質問は、受け付けない。質問がない場合は、質問書の提出は不要。

① 提出方法：電子メール

② 提出先：noudaikensyuu@pref.kumamoto.lg.jp

※電話で到達確認をすること。(TEL:096-248-6600)

③ 提出期限：令和7年（2025年）7月29日（火）17：00必着（郵送の場合も同様）

④ 質問に対する回答：提出期限後、質問者を匿名として回答をホームページに公開する。

9 企画提案書（第3号様式）の提出について

(1) 提出方法等について

- ① 提出方法：持参又は郵送（配達証明に限る。）
- ② 提出部数：5部（正本1部、副本4部）
- ③ 提出先：熊本県立農業大学校 研修部 担当：石野
※電話で到達確認をすること。（TEL:096-248-6600）
- ④ 提出期限：令和7年（2025年）8月15日（金）17:00必着（郵送の場合も同様）

(2) 企画提案書を無効とする場合

以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。

- ・提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- ・提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しないもの
- ・企画コンペ参加申込書又は提案書に虚偽の内容が記載されたもの
- ・審査委員又は関係者に企画提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

(3) 提出された企画提案書の取扱い

- ・提案書は返却しない。
- ・提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・県は、提案書の審査及び説明のために、写しを作成し使用することができる。
- ・提案書は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある。

10 審査会（プレゼンテーション）の開催及び委託候補者の選定について

提案書の内容等について、選考委員による審査を行い、委託候補者を決定する。

(1) 審査会の開催日等

- ① 開催日：令和7年（2025年）8月25日（月）
- ② 場 所：熊本県立農業大学校
※プレゼンテーションの時間は1者あたり20分程度（質疑・採点時間等含む）。時間等は後日個別に連絡する。
- ③ 選定結果：電子メールにより審査会参加者全員に通知する。

(2) 審査会

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、熊本県職員の中から、業務の関連又は業務実績を考慮し、3名を選出する。

(3) 審査及び委託候補者の選定

- ① 審査会では、提案書及び参加者からのプレゼンテーション内容を以下の表に定める審査の視点に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として選定する。

審査項目	審査の視点	配点
1 実施・運営能力	業務の目的を達成するために必要かつ十分な能力を有しているか	5
2 理解	目的及び基本方針を理解しているか	5

3 1年生向けド ローン研修（基礎）	効果的かつ具体的な研修内容が提案されているか	10
	安全対策が十分か	5
4 2年生向けド ローン研修（実践）	効果的かつ具体的な研修内容が提案されているか	10
	安全対策が十分か	5
5 その他	新たな追加提案がなされているか、また、効果的な内容か	5
6 事業者取組	熊本県ブライツ企業認定を受けている	1
	障害者支援施設等からの物品および役務の調達実績（当該年度または前年度）がある	1
	事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等を受けていること、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度または前年度）がある	1
	熊本県SDGs登録制度に登録している	1
	パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録していること	1
合計		50

- ② 選考委員の持ち点は各50点とし、合計点は50点×3人＝150点とする。また、最低基準を25点×3名＝75点とし、全ての参加者が最低基準に満たなかった場合は、委託候補者該当なしとして再度公告の上、企画提案書を募集する。
- ③ 最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した選考委員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、選考委員の多数決により決定する。
- ④ 委託候補者が、「7 企画コンペの対象者となる事業者」に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする。
- ⑤ 規格提案者が1者の場合は、全ての審査員が合計評点を25点以上と評価した場合に、当該参加者を契約相手先候補者とする。

11 委託契約の締結

契約相手先候補者と企画提案書に基づき協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

12 契約保証金

契約しようとする者は、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

13 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。
- (6) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (7) 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (8) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (9) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
 - エ その他、協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき
- (10) 審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、次順位の者と契約交渉を行うものとする。）
- (11) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (12) 参加者が1者のみであった場合でも、本企画コンペでの選定は実施する。
- (13) 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式第4号）を提出すること。